

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百二十五回 真正護憲論のあゆみ（その十五）

南出喜久治（令和5年8月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ  
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

今回は、憲法の効力論争から離れて、一般に、政治と宗教の関係について、占領憲法には、第20条や第89条がありますが、信教の自由と政教分離の原則は、真正護憲論では、どのように捉へてゐるのかについて説明します。

自民党が創価学会を母体とする公明党の選挙協力を踏まへて公明党との連立政権を担つてゐること、旧・統一教会の選挙応援を得て当選者を獲得してきたことは、政治と宗教といふ一般論的な関係を超えて、宗教団体の政権参加といふ現象を生み、安倍晋三の横死が、この問題を再び浮き彫りにしました。

信教の自由は、勿論、帝國憲法でも認められてゐますが、占領憲法に政教分離規定が設けられたのは、GHQの神道指令による神道弾圧をそのまま継続させるために設けられたものです。国家神道を否定することが日本弱体化を実現すると考へられたからです。しかし、戦前の国家神道政策によつて最も弾圧されたのは、外ならぬ「神道」そのものでありました。

神道は、国家神道といふ形態には全くなじみません。神道は、我が民族固有の祭祀の体系から生まれた広義の宗教であり、民族の宗家である皇室の祭祀をひな形とするものであります。神道と言つても千差万別であり、そこに神道の神道である所以があります。それを無理矢理に一体化して国家神道とし、「神道は宗教にあらず」として、実質的にその宗教活動を制約されたのですから、戦前における最大の宗教迫害は「神道弾圧」でした。

また、敗戦後も、GHQの神道指令によつて神道のみが排除され、まさに神道は、戦前戦後を通じて一貫して弾圧されたのです。

国家神道は、バチカンが聖書の解釈権を独占した如く、国家が古事記の解釈を行ふ権限を独占し、これ以外の解釈を邪教、国家反逆、不敬罪として弾圧しました。

しかし、バチカンのやうに、ニカエア、クレルモン、コンスタンツ、トリエント、ラテランノなどの数多くの「公会議」で、聖書解釈上の異端を頻繁に排除し続けなければ、宗教的権威を維持しえなかつたといふ歴史を踏まへ、国家神道を推進する明治政府は、古事記の解釈すら許さないとする極度の教条主義を徹底させ、宗教会議自体を否定し、それを国家神道の走狗となつた多くの神官に命じました。これらの走狗神官もまた、これに従ふことで自己の地位を安泰にすることができたのです。

そして、この古事記解釈の禁止を犯し、大東亜戦争の世界性と普遍性を古事記の世界性と普遍性の中から導かうとの壮大な試みの一つであつた「大本」が、当時の国家神道にとっては最大・最強の敵であつたため、政府は、信長による比叡山の焼き討ちや一向宗門徒の根絶やし殺戮と比肩されうる「大本」の壊滅的弾圧を二度に亘つて断行したことは周知の事実です。

また、このやうな古事記解釈の禁止といふ政策に加へて、明治末期から大正初期にかけて推進された、いはゆる「神社合祀」と称される政府・地方官主導の神社合併政策は、結果的には国家の神社神道に対する不当な干渉を許し、国家神道といふ「神社神道弾圧」の道を切り開く結果となつたのです。一般には、国家神道への道は、他の宗教に對する弾圧であるかのやうに安易な説明がなされてはゐますが、実際には、「神道は宗教にあらず」として国家神道との併存を肯定する限りにおいて信教の自由が認められてゐた他宗教とは異なり、神社神道は、「神道は宗教にあらず」としてその宗教性自体が否定され、神社そのものが国家や地方官の管理下となつた点において、完全なる存立否定がなされたのであり、最大の弾圧対象が「神社」であつたことは紛れもない事実なのです。

そして、この強制的な神社合祀政策は、境内地等が所定の規模に達しない小さな神社を全て廃し、その御神体を近隣にある相当程度の規模の神社へと合祀するといふものであつて、全国で約二十万社あつた神社を半減させたといふすさまじいものであり、南方熊楠や柳田國男などはこれに強硬に反対したのでした。

ともあれ、国家神道は、このやうに、「古事記解釈の禁止」と「神社合祀の強制」といふ二つの政策によつて推進されてきた「国家による神道弾圧」のことであつて、決して「国家による神道擁護」ではありません。そして、明治15年1月には、官国幣社の神職が教導職を兼補することとなり、葬儀に関与してはならないことになつて、神社固有の布教、婚礼、葬儀、祈祷などの宗教行為が禁止され、神社神道の非宗教化を推進させました。宗教から宗教性を剥奪し、しかも、宗教化してきた神道が、本来あるべき姿としての「祭祀」へと本格的に復活することも許されないのでした。これ以上の弾圧は世界にも類例がありません。

しかし、国家神道は、正確に云へば、決して明治から始まつたものではありません。平

安中期の延喜式からと云つても過言ではないのです。神道からその中心的な祖先祭祀を抜き取つて宗教化し、古事記、日本書紀にはない神格、社格を時の権力が決定すること、人が神（かみ）と社（やしろ）を格付けすること自体の傲慢さがあります。その傲慢さが明治政府に受け継がれ、祭祀を疎かにしながらも「神道は宗教にあらず」との神道非宗教論による公權的解釈によって、教派神道以外の神社神道を他の宗教の上位に位置づけことを国家神道と云ふのです。非宗教とするために国家神道には宗教的教義が希薄であり、その活動態様は、参拝儀礼と祭礼などの実践が中心となりました。神祇官、神祇省、式部寮、教部省、文部省、大教院、内務省神社局、神祇院と、神道を含む宗教の所管は目まぐるしく変遷したが、官国幣社を所管して、新たな造営には公金を投入し、村社以上の社格の神社の例祭には地方官の奉幣が行はれるなどの国家管理がなされてきたのです。これは、神道が国教となつたのではなく、その実態は、国家による神社神道の統制と弾圧に他ならぬのです。

その意味では、GHQがいはゆる神道指令（国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督竝ニ弘布ノ廢止ニ関スル件）において、国家神道を「非宗教的ナル国家的祭祀」であると定義したことは国家神道の性格を把握するものとして正しく理解してゐたものと云へます。それは、神道指令の一（ハ）には、「神道ノ教義、慣例、祭式、儀式或ハ礼式ニ於テ軍国主義的乃至過激ナル国家主義的『イデオロギー』ノ如何ナル宣伝、弘布モ之ヲ禁止スル而シテカカル行為ノ即刻ノ停止ヲ命ズル神道ニ限ラズ他ノ如何ナル宗教、信仰、宗派、信条或ハ哲学ニ於テモ叙上ノ『イデオロギー』ノ宣伝、弘布ハ勿論之ヲ禁止シカカル行為ノ即刻ノ停止ヲ命ズル」とし、同二（ハ）には、「本指令ノ中ニテ意味スル国家神道ナル用語ハ、日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ教派神道ト区別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ類別セラレタル神道ノ一派（国家神道或ハ神社神道）ヲ指スモノデアル」としてゐたからです。

つまり、祭礼、儀礼的参拝などを「非宗教的ナル国家的祭祀」と認識し、その祭礼や儀礼的参拝などの実践行為を排除することに主眼があつたのです。これは、「非宗教的ナル・・神道ノ一派」、つまり「非宗教的宗教」といふ矛盾した概念なのですが、「（國家）神道は宗教にあらず」とする見解の矛盾と同じであり、我が国がこれを矛盾であると非難することはできないはずす。GHQは、キリスト教的信仰と比較して、信仰といふ内面が形骸化し、祭礼、儀礼的参拝などの形式的実践を重んじるものを「宗教」と認識できなかつたのです。しかし、「非宗教的ナル国家的祭祀」が「祭祀」でないことについてはこれまで述べてきましたが、神道指令は、神道の否定だけではなく、人類にとって必要不可欠なものである祭祀自体をも否定するに至つたことが最大の問題でした。つまり、国家神道の否定ではなく、神道国家、祭祀国家それ自体を否定したのです。

ところで、戦前において、この「神道は宗教にあらず」とする国家神道の「理念」を逆手に取り、この傾向に拍車をかけたのが、この方向によつて莫大な「宗教利権」を見出した真宗教団（特に西本願寺）やキリスト教教団などの宗教団体による迎合運動です。神社神道から宗教性を奪ひ、神社の維持運営を財政的に支へてきた婚礼、葬儀などの宗教行為を奪つて、これを自らの「独占事業」とするために神道弾圧に加担したのです。今もなほ、「死人を餌にして飯を食らふ」などとして揶揄される「葬式宗教」、「婚礼宗教」の源流がここにあります。「神祇不拝」と称して祭祀を蔑ろにし、「進者往生極樂、退者無間地獄」と唱へさせた一向一揆によつて門徒を死に追ひ遣り、公然と殺生をなした歴史を持ち、被差別部落の人々に、文盲であつたことを逆手にとつて、「畜生」の文字を分解して「玄田牛一」といふ露骨な差別戒名を平然と付けて戒名代を支払はせ、供養料をも徴収してきた素性を持つ真宗教団などを含め、このやうに宗教利権を漁り続けて神道弾圧に加担した多くの教団には、現在に至るも眞摯な自己批判はないのです。これは、マスメディアがG H Qに迎合した歴史について自己批判をしないのと同じです。

そして、「神道指令」は、国家神道政策（神社神道弾圧政策）によつて宗教利権を獲得した「加害者」の教団が、あたかも「被害者」であるかの如く取り扱はれ、それを奇貨として平然と二重の利得を得た敗戦利得者なのです。

国家神道思想によつて侵略戦争を行つたとするG H Qの「幻想」（新田均）を生み出す原因を作つた張本人である最大の加害者である教団がG H Qから保護され、最大の被害者である神社を攻撃し続けてゐるのである。

それゆゑ、眞の意味での国家神道からの解放は、これらの加害者教団の仮面を剥ぎ取り、たどりきた道を戻り、古事記の解釈解禁と神社の祭神分靈の実現にあると断言できます。

ところで、一般国民には勿論信教の自由はありますが、皇室行事は、悉く神道によるものであり、皇統と神道とは不即不離であることに我が国の伝統的特質があります。しかし、占領憲法の政教分離原則がこれをも否定するものとして解釈運用がなされてゐることからして、このままであれば、万世一系の皇統をお守りすることはできません。せめて皇室関連の一切の儀式や行事において神道式が保障されない限り我が国は衰亡します。しかし、占領憲法下ではこの保障は不可能であり、やはり、真正護憲論を論拠に占領憲法の無効を確定させない限り日本再生の道はありません。

ところで、余談ですが、戦後では神道以外の宗教は手厚く保護されました。特に、キリスト教は、政教分離どころか、国教に準ずる地位を占めるに至りました。このやうなことを言ふと不思議に思はれるかも知れませんが、それこそが巧妙な方法で成功した証しだと言つても過言ではありません。それは、皇紀年号を排除して西暦年号を用ゐることを

奨励してゐることです。古今東西、暦を支配することは国を支配することであり、西暦年号と詐称する基督教（キリスト教）暦を広く用ゐさせることによつて、我が国は次第にキリスト教が支配する国となつて行くのです。我が国には、元号法はあつても、西暦法（キリスト教暦法）はありませんが、それでも、キリスト教暦を広く用ゐるやうに仕組まれてゐます。

ところが、西暦は、「A・D」といふ略号で表示されますが、この「A・D」とは、ラテン語の「Anno Domini」（アンノ・ドミニ）の略であり、「イエス・キリストが支配・君臨してゐる年数」の意味です。ミレニアムとか二十一世紀というのもキリスト教による暦名称なのです。

宗教は、この指に止まれと強要し、それに従はない異教徒を迫害して殺します。しかし、祭祀は個々の家族が他の家族と祖先が共通することに気づかせて争ふことを辞めます。

宗教は人を殺し、祭祀は人を生かすことをもう一度認識する必要があるのです。